

三豊市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月5日

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 為広 員史

平成 30 年度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 35 号
平成 30 年 6 月 4 日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三豊市議会議長 詫間 政司 様

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 為広 員史

平成 30 年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

1 「三豊市自治会集会所建設事業費補助金」の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成28・29年度自治会集会所建設事業費補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

・補助金の名称及び件数・金額

(1) 平成28年度三豊市自治会集会所建設事業費補助金 6件 7,851,000円の内、抽出による1件(新築)・補助金 4,919,000円(補助対象工事費 14,758,200円)

(2) 平成29年度三豊市自治会集会所建設事業費補助金 5件 8,369,000円の内、抽出による1件(新築)・補助金 4,933,000円(補助対象工事費 14,800,000円)

・補助金の目的

当該補助金は、自治会が行う自治会集会所の新築、増築、改修及び既存建物の購入に必要な経費の一部を補助することにより、自治会集会所の整備を促進し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 監査の実施日

平成30年5月8日(火)

3 監査の方法

三豊市自治会集会所建設事業費補助金の、上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができていないかを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象の所管課である総務部総務課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について監査委員の意見を付するものである。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

【意見】

・適正な補助金執行状況の確認及び事務処理について

(対象所管課 総務部総務課)

三豊市補助金等の交付手続き等に関する規則及び三豊市自治会集会所建設事業費補助金交付要綱により、各申請・報告の提出期限が定められているが、一部において期限を超えているものが見受けられた。事前要望があったというところだが、今後は適正な事務処理をされたい。

交付申請・変更申請・実績報告など提出書類及び添付すべき書類について、一部記載誤りなどの不備が見受けられた。補助金の執行に係る提出書類については、受領時に書類が適正に作成されているか十分に確認し、指導をされたい。

また、完了検査における検査結果調書については、事業名の一部記載漏れ、完成年月日の記入誤りがあった。

当該補助金は、地域住民の福祉の向上を図るためのものであることから、申請時には十分な説明・指導に配慮するとともに、今後は規則・要綱を遵守した適正な事務執行に努められたい。

2 「三豊市老朽危険空き家除却支援事業補助金」の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成29年度三豊市老朽危険空き家除却支援事業補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

・補助金の名称及び件数・金額

(1) 平成29年度三豊市老朽危険空き家除却支援事業補助金
6件 7,172,000円

・補助金の目的

当該補助金は、三豊市の区域内にある老朽化して倒壊等のおそれのある危険空き家の除却を行う者に対し、補助金を交付することにより、危険空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図ることを目的とする。

2 監査の実施日

平成30年5月8日（火）

3 監査の方法

三豊市老朽危険空き家除却支援事業補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができていないかを主眼として実施した。

監査にあたっては、建設経済部建築課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について監査委員の意見を付するものである。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

【意見】

- ・規則・要綱を遵守した適正な事務処理について

(対象所管課 建設経済部建築課)

三豊市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱に基づく事前申込書・交付申請書について、年度の記入漏れがあった。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届出が遅れていたものが見受けられた。今後は、規則・要綱を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

跡地管理の確認については、適正に実施していることを確認した。今後も引き続き行っていただきたい。

現在、全国の市町村が空き家問題に直面し、その対策に苦慮しているものと思われる。当該補助金も、要綱を制定し老朽危険空き家の除却支援に取り組んでいるところであるが、人口減少に伴い、空き家の増加や老朽危険建築物化はさらに進んでいくものと考えられることから、今後も、適正な事業推進に努めていただきたい。